

○ 公益財団法人吹田市文化振興事業団 職員給与規程の特例に関する規程

制 定 平成24.1.1 規程112号

最近改正 平成27.3.27 規程126号

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に係る公益財団法人吹田市文化振興事業団職員（給料表の等級が1等級から3等級までである職員に限る。）の給料の月額、公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（平成24年規程第114号）の規定（以下「給料月額算定規定」という。）にかかわらず、給料月額算定規定により算出した額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた金額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、給料月額算定規定により算出した額とする。

附 則（平27.3.27 規程126）

（施行期日）

この規程は、この規程は、平成27年4月1日から施行する。